

令和7年度 市民農園利用者募集要項

1. 募集の概要

2025年（令和7年）4月1日から利用を開始する市民農園4箇所について利用者を募集します。

この市民農園利用者募集要項と、藤沢市市民農園事業運営要綱の内容を確認の上、申込みを行ってください。

2. 募集の内容

利用を希望する市民農園とその区画を「令和7年度市民農園新規利用申込書」にて申込み、抽選で利用者を決定します。（詳細は、**3. 申込み方法**を参照。）

なお、利用者が決まらなかった区画（空き区画）については、

2024年（令和6年）12月17日（火）から随時、利用者の募集を行います。

また、現在募集対象農園を利用している方については、利用している区画と同一区画が当選した場合のみ、現在の区画を引き続き3月から利用することができます。

(1) 対象農園番号・所在地・募集区画数等

市民農園番号	市民農園所在地	場所の目安	募集区画数	区画図ページ数
第3号	本鵜沼五丁目3350番1	南消防署苅田出張所の北側	47	9P
第6号	辻堂新町三丁目3681番	ソニー(株)の西側	20	10P
第8号	石川四丁目37番8	石川小学校の南側	46	11P
第11号	下土棚205番	小田急線長後・湘南台駅中間の西側	68	12P

※第5号市民農園（宮前621番）については、2025年（令和7年）3月31日をもって廃止となるため、募集は行いません。

(2) 貸付期間

2025年（令和7年）4月1日から2028年（令和10年）2月29日まで

※貸付期間中に農園を廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 市民農園案内図・区画割り図

募集区画は「数字」で表記しています。

各農園の区画割り図（9～12ページ）を参照してください。

(4) 貸付料

1区画 20㎡ 年額14,000円

※年度ごとに上記の貸付料が発生します。

貸付期間の途中に貸付を廃止する際は、廃止しようとする日の10日前までに市民農園貸付廃止届を提出してください。なお、期限までに提出がない場合は翌年度分の貸付料が発生します。

※一度支払われた貸付料は返金されませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 貸付料の減額

次の方を対象に貸付料を減額します。

対象となる方は「市民農園貸付料減額申請書」を必ず提出してください。

		対象者	減額率	年額
①	高齢者減額	70歳以上の方	3割	1区画 20㎡ 9,800円
②	障がい者減額	障がい者手帳を所有している方	3割	1区画 20㎡ 9,800円

※①については2025年4月1日から2026年3月31日までに誕生日を迎え、70歳になる方も減額の対象です。(1956年(昭和31年)3月31日以前に生まれた方)

※①、②の併用はできません。

※貸付料の減額の手続きにつきましては、当選結果とあわせて通知します。

(6) 申込みにあたっての注意事項

- 市内在住の方が対象です。
- 新規利用者募集時は1世帯(住民票上)につき1農園1区画の貸付となります。
- 申込書に記載された方のみが利用者となります。
- 本市(公園課)が開設している他の市民農園(第13号から第27号)を現在利用している方は申込みできません。なお、12月17日(火)から行う、随時募集は申込みできます。
- 徒歩または自転車で来園できる方が対象です。駐車場がないため、自動車での来園は禁止です。
- 市民農園内に水設備、農機具等はありませんので、水、農機具等を用意してください。
- 天災や土地所有者の意向などが原因で、貸付期間中に農園の利用を突然中止することがあります。その際の代替地の提供及び、苗や種等の費用、移転作業費等の補償はしません。
- 利用にあたっては、次に記載の(7)「利用にあたってのマナー」に掲げる事項を守ることと同意のうえで、貸付料を納めることとなります。
- 申込み後及び貸付期間中に区画の変更ができないため、必ず事前に現地で区画の位置、日照条件、土の状況、樹木の影響等を確認してください。
- 市民農園利用者間でのトラブルや、隣接にお住まいの方とのトラブル等については本市では責任を負いません。

(7) 利用にあたってのマナー

市民農園は多くの方々が利用する場所です。市民農園を利用している全ての人が快適に利用できるよう、マナー厳守のご協力をよろしくお願い致します。

ア. 農園を利用するにあたって

- 市民農園内で除草剤は使用しないこと
- 市民農園内に工作物を設置しないこと
- 貸付最終年度には収穫が貸付期間満了日を越える作物の植え付けをしないこと

イ. 禁止事項について

- 自動車での来園、区画を第三者に転貸、営利目的の利用は禁止です
- 貸付期間満了日までに貸付区画を原状に復し返還すること
- 転居や体調不良等で農園を利用できなくなった場合や、利用者本人が亡くなられた場合等は、利用を止める手続きが必要になりますので、市民農園貸付廃止届を公園課に提出してください
- 火気（タバコも含む）を使用すること

ウ. 日常の維持管理について

- 耕作を一時的に中断している場合でも、貸付期間中は草刈り・除草等の維持管理を必ず行うこと。なお、概ね3か月程度放置した状況を確認した場合は利用の取消しを行います
- ごみや野菜くず等を捨てる際は、区画や通路に放置せず、必ず持ち帰り処分すること
- 土中にごみや野菜くず等を埋めないこと
- 区画外の畑には入らないこと、特に隣接する区画を荒らす等の迷惑行為が無いよう注意すること
- 貸付区画（通路や駐輪場も含む）以外は使用（耕作や肥料、農機具等の設置）しないこと
- 蚊の発生を防除するため、水汲み置きの水バケツ等には蓋をすること

(8) 問い合わせ先

藤沢市役所 公園課 管理担当 電話 0466-50-3535（直通）

3. 申込み方法

- 本要項の14ページにある「令和7年度市民農園新規利用申込書」に必要事項を記入し、藤沢市役所公園課へ郵送、メールでの送付、または、直接公園課へ提出してください。

【宛先】：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 公園課

【メール】：fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp

※メールアドレスの入力については、間違いのないよう確認の上で送信してください。
メールアドレスの宛先間違いによりメールが届かなかった場合、申込みは無効となるため、注意してください。

注意：申込みの締め切りは11月8日（金）消印有効です。

- 希望する市民農園内で第1希望から第3希望まで選ぶことができます。
- 利用区画決定後に利用を辞退・区画変更することはできません。希望区画の選択には注意してください。

※利用区画の決定と共に年間の貸付料が発生します。

【申込み必要事項】

- ①住所 ②氏名・フリガナ ③生年月日 ④電話番号
- ⑤希望農園番号（1箇所のみ）
- ⑥希望区画番号（第1希望から第3希望まで記入可能）

※ ④について、平日の日中（市役所の開庁時間）に必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。

※ ⑤について、複数農園の記入や無記入の場合は無効となります。

※ ⑥について、第3希望までない場合、すべてを記入する必要はありません。

※ ⑥について、無記入や希望する農園とは別の農園の区画番号が記入されている場合など、申込み内容に不備があった場合は、無効となる場合があります。

4. 利用者の決定

市民農園新規利用申込書に記載された希望区画を元に、各市民農園の利用者を決定し、同じ区画に複数の希望者がいる場合は、抽選を行います。

(1) 抽選会の実施

2024年（令和6年）11月28日（木）に、次の表に示した時間で抽選会を実施します。なお、抽選会にあたっては、立会の必要はありませんが、公開抽選となっているため、立会希望の方は申込みした市民農園の抽選時間に来場してください。後日、当落の結果を通知しますので、結果に関する電話等での問い合わせは受け付けておりません。

通知の発送は 12月10日（火）頃を予定しています。

【抽選会場】

藤沢市役所分庁舎6階 6-3、4会議室

市民農園番号	抽選開始時間
第3号	13:10~
第6号	14:00~
第8号	14:30~
第11号	15:20~

※抽選会の開始時間は進行状況により、前後する場合があります。

(2) 当選した場合

利用が決定した方には当選結果とあわせて、手続きに必要な書類を送付します。詳細については、送付する書類を確認してください。

(3) 落選した場合

第1希望から第3希望のすべての希望区画に落選した場合は、利用者の決まらなかった区画の募集に優先的に申込みことができます。詳細につきましては、対象者の方へ別途通知します。

5. 市民農園よくある質問

市民農園を利用される皆様からの問い合わせが多い質問についての回答です。

Q1. 貸付料複数年度分を一括で支払うことはできますか？

お手数ですが、貸付料は1年度分ごとにお支払いいただきますようお願いいたします。年度ごとに納付書をお送りします。

Q2. 新年度が始まり（新年度は4月から始まります）すぐに市民農園の利用をやめることになった。年度が始まったばかりなので1年度分の貸付料は支払わなくてもいいですか？

いいえ。

年度が替わった際に市民農園を利用している方については、年度が始まってから利用していた期間に関わらず、1年度分の貸付料をお支払いいただきます。

年度末（1月～3月頃）に引っ越しや体調不良で利用が困難となり利用の中止を検討している方は当該年度末までに廃止届をご提出（廃止したい日の10日前までに）いただく必要がございます。

Q3. 日当たりが悪く、土も硬くて作業しづらい。貸付料を安くしてもらえますか？

いいえ。

市民農園の運営にあたっては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく藤沢市市民農園事業運営要綱を定めて運営を行っており、この要綱において貸付料を定めています。そのため、貸付料を変更することはできません。

※お申込みをする前に、必ず現地で日当たりや土の状況をご確認ください。

Q4. 体の調子が悪くなったので貸付期間の途中だけど市民農園の利用をやめたい。貸付料は返してもらえますか？

いいえ。

すでに支払われた貸付料の返還は行いません。

Q5. 突然、市民農園の利用ができなくなることはあるのですか？

はい。

市民農園として、ご利用いただいている土地は、土地所有者から借地をしています。そのため、土地所有者の事情により借地の継続ができなくなった場合は、貸付期間中であっても市民農園は廃止となります。また、天災等の理由によりやむを得ず利用中止となる場合もあります。

Q6. Q5. の場合、すでに作付けした作物の代金や肥料代の補償はありますか？また、代わりに市民農園を提供してもらえますか？

いいえ。

作物や肥料を含め、市民農園の廃止又は貸付けの承認取消しにより生じた損害に対する補償は行いません。また、市民農園の代替えについても対応しておりません。

Q7. 作物が盗まれた。弁償してもらえますか？

いいえ。

市民農園内で発生した損害に対する補償は行いません。

Q8. 市民農園内で怪我をした。補償してもらえますか？

いいえ。

市民農園内で発生した事故に対する補償は行いません。

Q9. 水や肥料が重くて大変なので自動車で来ていいですか？

いいえ。

自動車での来園はできません。また、農園付近への路上駐車もご遠慮ください。

(公園課が運営している市民農園には駐車場がないため)

Q10. 区画外が空いているので、そこで作付けしたり荷物を置いてもいいですか？

いいえ。

ご自身の利用が認められた区画以外(通路含む)を利用することは禁止です。

Q11. 市民農園で出たごみや草はどうすればいいですか？回収はしてくれますか？

回収は行なっておりませんので、市民農園内で発生したごみや草はご自身でお持ち帰りください。

Q12. 水道の設置をしたいのですが出来ますか？

いいえ。

土地所有者から借地して市民農園として運営しているため、工作物の設置は禁止しています。

Q13. 料金減額の対象なのですが、提出する書類はありますか？

市民農園貸付料減額申請書をご提出ください。

添付書類については、高齢者減額対象の方は生年月日のわかる書類となるもののコピー1点を、障がい者減額対象の方は障がい者手帳のコピーを提出していただきます。詳細については利用決定後に送付いたします申請書類等をご参照ください。

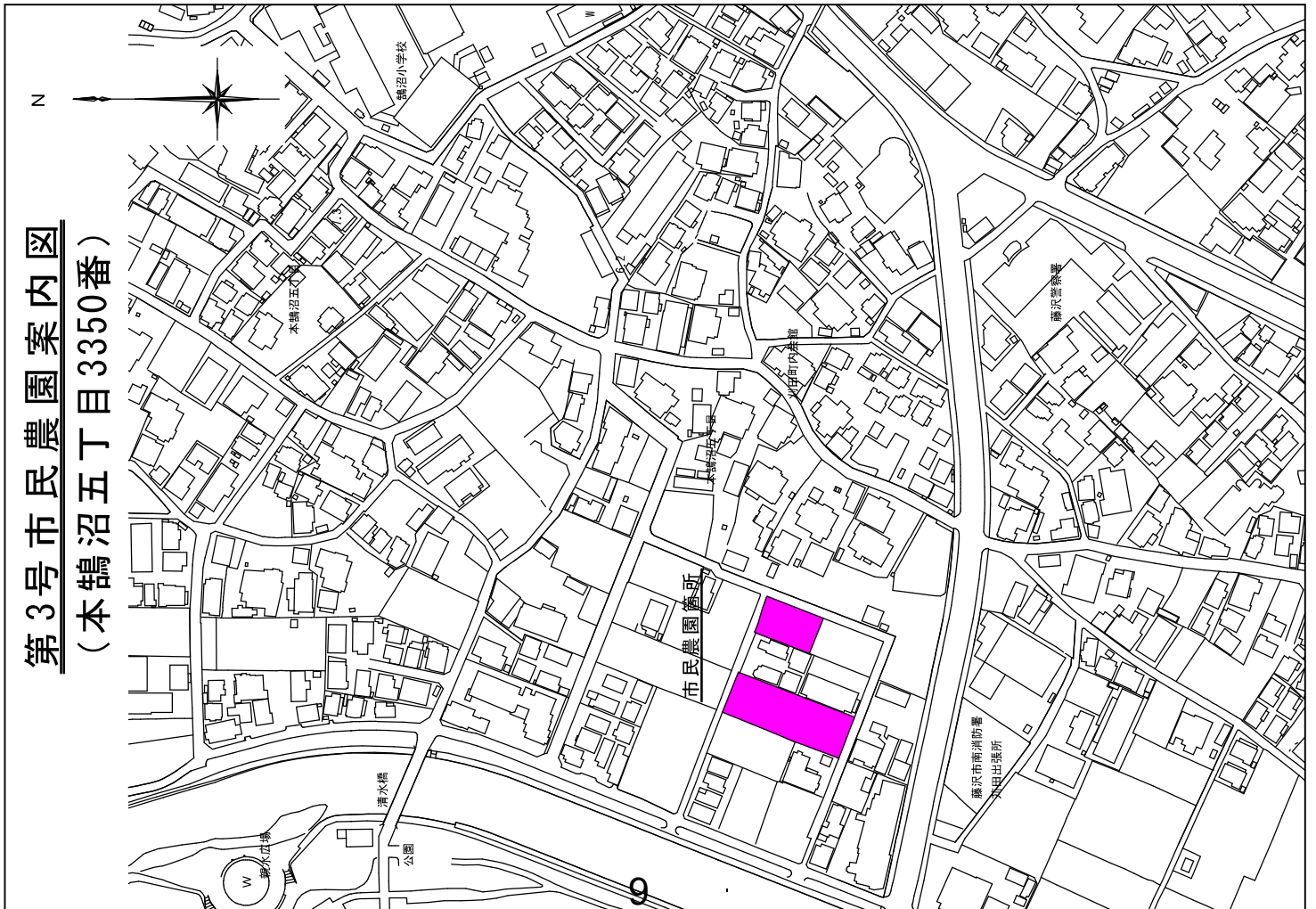
市民農園案内図・区画割り図

P. 9~12

【注意事項】

※必ず、日照条件・土の状況・樹木の影響等をご確認のうえ、お申込みください。

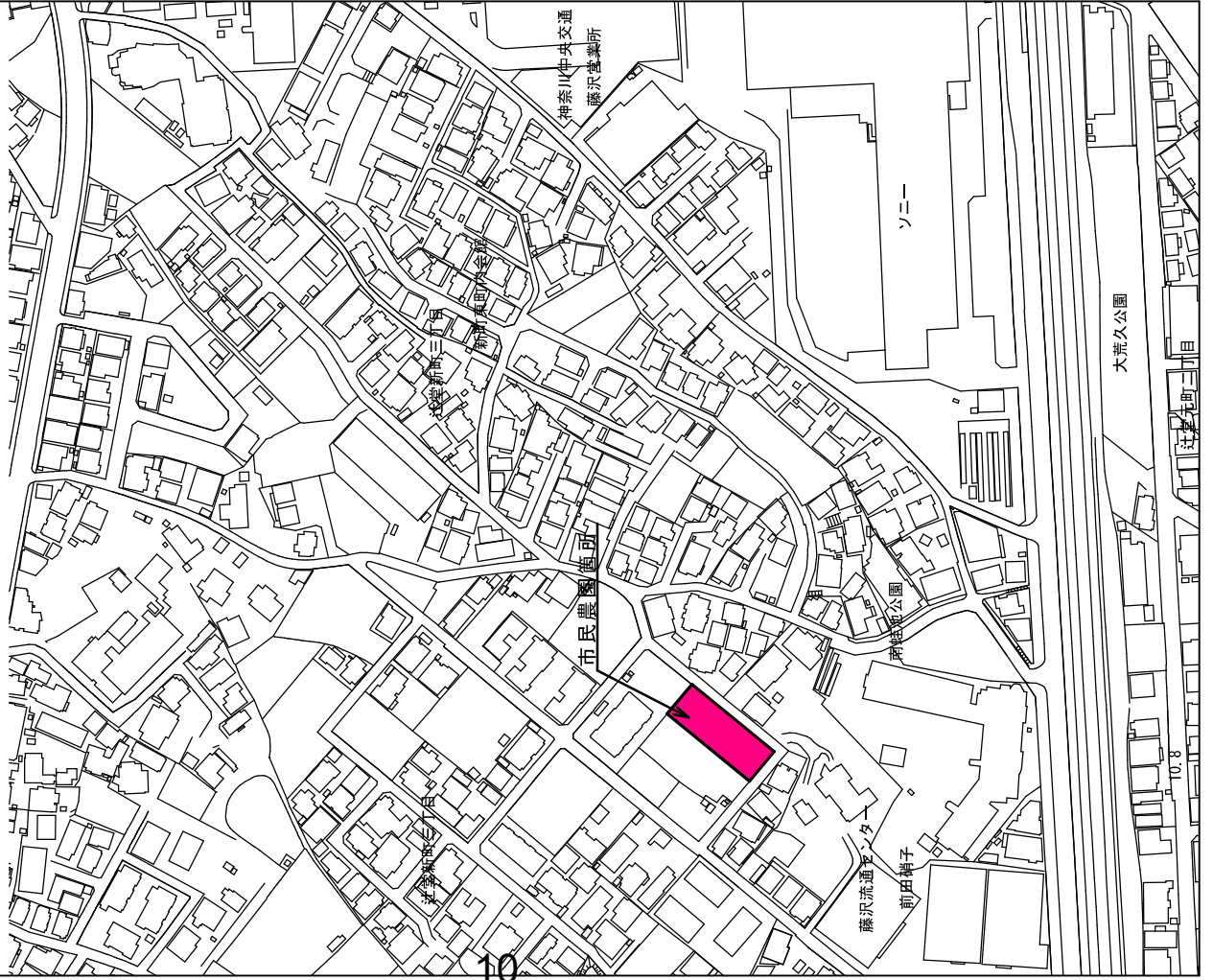
第3号市民農園案内図
 (本鶴沼五丁目3350番)



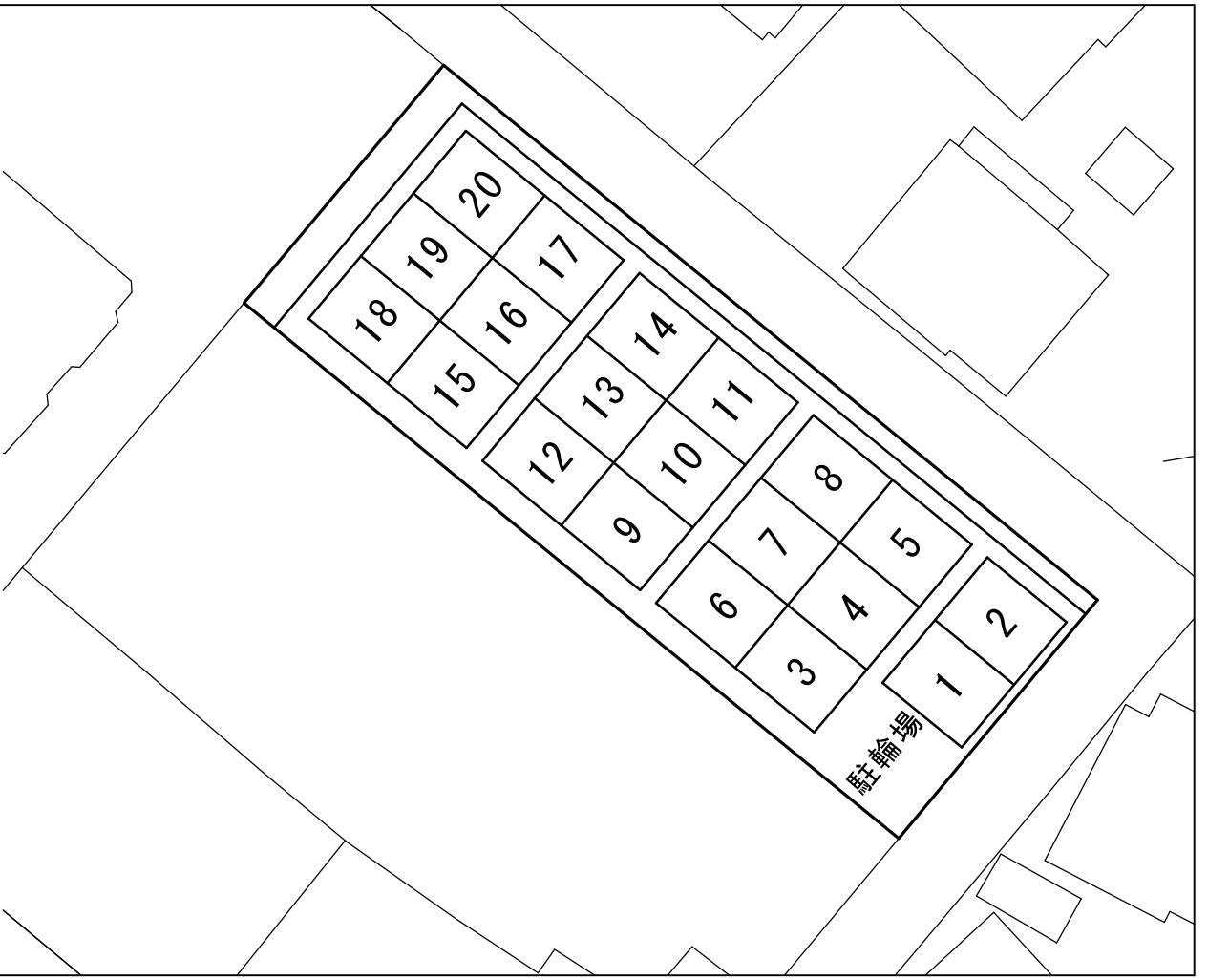
区画割り図



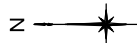
第6号市民農園案内図
(辻堂新町三丁目3681番)



区画割り図



区画割り図



第8号市民農園案内図 (石川四丁目37番8)



記入例

令和7年度市民農園新規利用申込書

①	住所	〒	251-8601
		藤沢市朝日町1-1	
②	フリガナ	フジサワ タロウ	
	氏名	藤沢 太郎	
③	生年月日	1950 年 〇 月 〇 日	
④	電話番号	(自宅)	0466-50-3535
		(携帯)	090-〇〇〇〇-△△△△
⑤	希望農園番号 (1箇所)	★号農園	
⑥	希望区画番号 (第3希望まで) ※利用したい区画の番号を第1希望から順番に記入してください。		
	第1希望	▲ 区画	
	第2希望	□ 区画	
	第3希望	◆ 区画	

記入例を参考に必要事項を記入し、郵送、メールでの送付、または公園課（分庁舎6F）に直接提出してください。（11月8日（金）消印有効）

【宛先】：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 公園課

【メール】：fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp

【注意事項】

※⑤希望農園番号は1箇所のみ記入してください。

※⑥希望区画番号は第3希望まで記入が可能です。

なお第3希望までない場合、全てを記入する必要はありません。

※希望順位にかかわらず、当選した場合はいかなる理由でもキャンセルできません。

現地を確認し、利用意思のある区画の番号を記入してください。

※記入に不備があった場合、申込みが無効となることがあります。

※電話番号は、平日の日中（市役所の開庁時間）に必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。

事務処理欄	
担当チェック	抽選No.



令和7年度市民農園新規利用申込書

①	住所	〒	
		藤沢市	
②	フリガナ		
	氏名		
③	生年月日	年	月 日
④	電話番号	(自宅)	
		(携帯)	
⑤	希望農園番号 (1箇所)	号農園	
⑥	希望区画番号 (第3希望まで) ※利用したい区画の番号を第1希望から順番に記入してください。		
	第1希望	区画	
	第2希望	区画	
	第3希望	区画	

記入例を参考に必要事項を記入し、郵送、メールでの送付、または公園課（分庁舎6F）に直接提出してください。（11月8日（金）消印有効）

【宛先】：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 公園課
 【メール】：fj2-kouen@city.fujisawa.lg.jp

【注意事項】

※⑤希望農園番号は1箇所のみ記入してください。

※⑥希望区画番号は第3希望まで記入が可能です。

なお第3希望まででない場合、全てを記入する必要はありません。

※希望順位にかかわらず、当選した場合はいかなる理由でもキャンセルできません。

現地を確認し、利用意思のある区画の番号を記入してください。

※記入に不備があった場合、申込みが無効となることがあります。

※電話番号は、平日の日中（市役所の開庁時間）に必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。

事務処理欄	
担当チェック	抽選No.

